

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 王安石における家族への墓誌銘

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-26 キーワード (Ja): 王安石, 墓誌銘, 王安國, 長安縣君, 悲哀 キーワード (En): 作成者: 栗田, 陽介 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000252">https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000252</a>



身家系の状況の相違にも一因があるだろう。

王安石の生母と正妻は呉氏の出身である。この呉氏を通じての遠い姻戚に曾氏がおり、この曾氏には曾鞏や曾布がいる。

この系圖中の人物で、王安石が墓誌銘を記したのは、大叔父の王貫之、長兄の王安仁、弟の王安國、妹の長安縣君、夭逝した娘がいる。また、墓誌銘ではないが、内容としては父の王益に對して撰した「先大夫述」、外祖母に對する墓表もこれに含めてよいだろう。血縁としては距離があるが、曾鞏・曾布の祖父である曾致堯と、二人の父である曾易占、王貫之の子である王師錫に撰した墓誌銘も遺つてゐる。

今回は、特に血縁の近い人物への墓誌銘に對象を絞り、考察を加えていくことにする。具体的には、「亡兄王常甫墓誌銘」、「王平甫墓誌」、「長安縣太君王氏墓誌」、「鄞女墓誌銘」の四首に「先大夫述」を加えた計五首を採り上げ、作成年代順に見ていくことにする。なお、テキストは一九八八年世界書局排印第四版 中國文學名著『王臨川全集』所収の『王臨川集』を用いた。巻數および頁數はこのテキストに據つたものである。

## 一、先大夫述（『王臨川集』卷七十二）

王氏、其先出太原。今爲撫州臨川人。不知始所以徙。其後有隱君子某。生某。以子故贈尚書職方員外郎。職方生衛尉寺丞某。公考也。

公諱某。始字捐之。年十七、以文干張公詠、張公奇之。改字、公、舜良。

祥符八年、得進士第、爲建安主簿。時尚少。縣人頗易之。既數月、皆畏翕然。令賴以治。嘗疾病。闔縣爲禱祠。縣人不時入稅。州咎縣。公曰、「孔目吏尚不時入稅。貧民何獨爲邪。」即與校至府門、取孔目吏以歸、杖二十。與之期三日。盡期、民之稅亦無不入。自將已下皆側目。

爲判官臨江軍。守不法。公遇事輒据爭之以故事。一政吏爲文書謾其上、至公輒閣。軍有蕭灘。號難度。以腐船度輒返。吏呼公爲「判官灘」云。豪吏大姓、至相與出錢、求轉運使、下吏出公。領新淦縣。縣大治。今三十年。吏民稱說如公在。

改大理寺丞、知廬陵縣。又大治。移知新繁縣、改殿中丞。到縣、條宿姦數人上府、流惡處、自餘一以恩信治之。嘗歷歲不答一人。

知韶州。改太常博士尚書屯田員外郎。夷越無男女之別。前守類以爲俗然、即其得可已、皆弗究。公曰、「同是人也。不可瀆其倫。夫所謂因其俗者、豈謂是邪。」凡有萌蘖、一切擿、矜窮治之。時未幾、男女之行于市者、不敢一塗。胡先生瑗爲「政範」、亦掇公此事。

部縣翁源多虎、公教捕之。民言「虎自斃者五。」令斷虎頭、輿致州、爲頌以獻。公應興者出、以頌還令。其不喜怪、不以其道說之不說也如此。

蜀効忠士屯者五百人、代不到、謀叛。韶小州、即有變無所可枝梧。佐吏始殊恐、公不爲動、獨捕其首五人、即日斷流之、護出之界上。劫、佐吏固爭請付獄。既而聞其徒謀、「若以首赴獄、當夜劫之以叛。」衆乃愈服。公完營驛倉庫、建坊道、隨所施設有條理。長老言、「自嶺海服朝廷、爲吾置州守、未有賢公者。」

丁衛尉府君憂、服除、通判江寧府。閱兩將、一以府倚公辦。寶元二年二月二十三日、以疾棄諸孤官下。享年四十六。

公於忠義孝友、非勉也。宦游常奉親行、獨西川。以遠又法不聽。在新繁、未嘗劇飲酒。歲時思慕、哭殊悲。其自奉如甚嗇者、異時悉所有又貸於人、治酒食、須以娛其親、無秋毫愛也。人乃或以爲奢。居未嘗怒笞子弟、

每置酒、從容爲陳孝悌仁義之本・古今存亡治亂之所以然、甚適。其自任以世之重也。雖人望公則亦然。卒之官不充其材、以天。嗚呼。其命也。

母、謝氏。以公故封永安縣君。娶某氏、封長壽縣君。子、男七人。女一人。適張氏、處兩人。將以某月日葬某處。子某等謹撰次公事如右。以求有道而文者銘焉。以取信於後世。

王氏は、其の先太原に出づ。今撫州臨川の人たり。始めて徙る所以を知らず。其の後隱君子某有り。某を生む。子の故を以て尚書職方員外郎を贈らる。職方衛尉寺丞某を生む。公の考なり。

公、諱は某。始め字は捐之。年十七にして、文を以て張公詠に干め、張公之を奇とす。字を改め、公は、舜良たり。

祥符八年、進士の第を得、建安主簿たり。時尚ほ少し。縣人頗る之を易る。既にして數月、皆畏れて翕然たり。令頼りて以て治めしむ。嘗て疾病なり。闔縣して禱祠を爲る。縣人税を入るるに時あらず。州縣を咎む。公曰はく、「孔目吏尚ほ税を入るるに時あらず。貧民何ぞ獨り爲さんや」と。即ち校と府門に至り、孔目吏を取りて以て歸り、杖すること

二十。之に期三日を與ふ。期を盡くし、民の税も亦た入れざるは無し。將より已下皆側目す。

判官臨江軍たり。守は不法なり。公事に遇へば輒ち之を据争するに故事を以てす。一政吏文書を爲りて其の上を謾り、公に至れば輒ち閣く。軍に蕭灘有り。難度と號す。腐船を以て度りて輒ち返る。吏公を呼びて「判官灘」と爲すと云ふ。豪吏大姓、至りて相與に錢を出だし、轉運使に求め、下吏公を出ださんとす。新淦縣を領せしむ。縣大いに治まる。今三十年。吏民稱説すること公の在るがごとし。大理寺丞に改められ、廬陵縣に知たり。又大いに治まる。移りて新繁縣に知たり、殿中丞に改めらる。縣に到り、宿姦數人を條して府に上り、惡處に流し、自餘一に恩信を以て之を治む。嘗て歴歳して一人も咎せず。

韶州に知たり。太常博士尚書屯田員外郎に改めらる。夷越は男女の別無し。前守は類ね以て俗然と爲し、即ち其の已むべきを得るも、皆究めず。公曰はく、「同に是れ人なり。其の倫を瀆すべからず。夫れ所謂其の俗に因る者は、豈に是と謂はんや」と。凡そ萌蘖有れば、一切擿し、矜窮して之を治む。時未だ

幾ならずして、男女の市を行く者、敢へて塗を一にせず。胡先生瑗「政範」を爲り、亦た公の此の事を掇ふ。

部縣の翁源に虎多く、公之を捕へしむ。民言ふ「虎自ら斃るる者五」と。虎の頭を斷ち、輿もて州に致し、頌を爲して以て獻せしむ。公輿者を麾して出で、頌を以て令に還す。其の怪を喜ばず、其の道を以て説かざるを之れ説ばざること此くのごとし。

蜀の効忠士屯す者五百人、代到らずして、謀叛す。韶は小州なれば、即ち變有るも枝梧すべき所無し。佐吏始め殊に恐るるも、公爲に動せず、獨り其の首五人を捕らへ、即日之を斷流し、護して之を界上に出だす。劫、佐吏固より争ひて獄に付さんことを請ふ。既にして其の徒の謀を聞くに、「若し首を以て獄に赴かしむれば、當夜之を劫して以て叛せん」と。衆乃ち愈いよ服す。公營・驛・倉庫を完うし、坊道を建て、隨所に施設するに條理有り。長老言ふ、「嶺海の朝廷に服し、吾が爲に州守を置きしより、未だ賢公のごとき者有らず」と。

衛尉府君の憂に丁り、服除かれ、通判江寧府たり。兩將に閱し、一に府を以て公に倚りて辨ず。寶元二

年二月二十三日、疾を以て諸孤を官下に棄つ。享年四十六。

公の忠義孝友に於けるや、勉めてするに非ざるなり。宦游は常に奉じて親ら行き、獨り西川にあり。以て遠きも又法なれば聽かず。新繁に在りては、未だ嘗て劇しくは酒を飲まず。歳時思慕して、哭殊に悲し。其の自ら奉ずること甚だ蓄むがごとき者、異時悉く有る所又人に貸し、酒食を治めしめ、須ふるに其の親を娛しましむるをもつてせしめ、秋毫も愛む無きなり。人乃ち或いは以て奢と爲す。居りては未だ嘗て怒りて子弟に咎せず、毎に酒を置き、從容として孝悌仁義の本・古今存亡治亂の然る所以を爲陳し、甚だ適へり。其の自ら任ずるに世の重きを以てするなり。人の公に望むと雖も則ち亦た然り。卒の官其の材に充てずして、以て天す。嗚呼。其れ命ならん。

母は、謝氏。公の故を以て永安縣君に封ぜらる。某氏を娶り、長壽縣君に封ぜらる。子、男七人。女一人は、張氏に適し、處るもの兩人。將に某月日を以て某處に葬る。子某等謹んで公の事を撰次すると右のごとし。以て道有りて文なる者を求めて銘す。

以て信を後世に取らんことを。〔前掲書四四八頁〕

この作品は仁宗の慶曆八年（一〇四八年）の作で、王安石は二十八歳、鄞県の知事であった。王益が卒したのは寶元二年（一〇三九年）、王安石十九歳の時であった。當時王安石は未だ官途についていなかった。王益に對する墓誌銘には曾鞏の「尚書都官員外郎王公墓誌銘」があるが、ここには「安石今爲大理評事、知鄞縣。慶曆七年十一月、上書乞告葬公。明年某月、詔曰、『可』。」（安石は今大理評事たり、鄞縣に知たり。慶曆七年十一月、上書して公を葬らんことを告げんと乞ふ。明年某月詔ありて曰はく、『可なり』と。）と見え、王益の葬儀が慶曆八年（一〇四八年）であったことが分る。没後十年を経て葬儀が行われた事情はよく分らないが、次に採り上げる「鄞女墓誌銘」から、王安石の女である「鄞女」がやはり慶曆八年に亡くなっていることが分かるが、あるいはこの女の死と關係があるのかもしれない。ところで、曾鞏による墓誌銘は慶曆八年の葬儀に際して作られたことは、この曾鞏による墓誌銘に、「其將葬也、使者以安石之述與書來、請銘。遂爲之銘。（其の將に葬らんとするや、使者安石の述と書とを以て來り、銘を請ふ。遂に之が銘を爲る。）」とあることから分かる。曾鞏による墓誌銘は、「先大夫述」に據つて作られており、

「先大夫述」は曾鞏に墓誌銘を撰してもらったためのノートであつたと考えられる。よつて慶曆八年の葬儀の爲に「先大夫述」が作られたとしてよいだろう。なお、「先大夫述」は、文集では「墓誌」ではなく「雜著」に分類されているが、以上の事情から今回の小論でも採り上げることにした。

「先大夫述」は、王氏の來歴紹介から始まり、王益本人の事績紹介へと続く。科擧に登第し、地方に官を得たこと、實績を遺して民衆に慕われたこと、江寧府通判在任中に卒したことなどが、様々な逸話とともに述べられている。次に王益の性格について記し、その死の早いことを強く嘆いている。末尾には家族構成が紹介されて文が結ばれている。銘文を欠くものの、全体の構成から墓誌の常套を踏んでいる作品であると言える。

## 二、鄞女墓誌銘（『王臨川集』卷一百）

鄞女者、知鄞縣事臨川王某之女子也。慶曆七年四月壬戌、前日出而生、明年六月辛巳、後日入而死、壬午日出葬崇法院之西北。吾女生惠異甚。吾固疑其成之難也。噫。

鄞女は、知鄞縣事臨川王某の女子なり。慶曆七年四月壬戌、日の出づるに前だちて生まれ、明年六月辛巳、

日の入るに後れて死し、壬午、日出でて崇法院の西北に葬らる。吾が女生まれながらにして惠異甚だし。吾れ固に其の成の難きを疑へり。噫。（前掲書六三二頁）この作品は「先大夫述」と同様、仁宗の慶曆八年（一〇四八年）の作で、王安石は二十八歳。鄞県の知事を務めていた。非常に短い作品である。生まれた翌年に他界した娘の墓誌銘であるから、當然經歷や逸話などは一切述べられていない。生年月日と、他界した年月日、そして葬儀の日付と墓所が記されているだけである。

文の特徴としては、「前日出而生」と「後日入而死」と「日出葬崇法院之西北」の三句が、日の運行を用いた對應となっていることが指摘できる。愛娘を日に喩え、日出と日没を、愛娘の誕生と逝去に對應させているのであろう。文末に見える「噫」の一字とともに、娘への愛情と、その死への悲嘆を読み取ることができよう。

## 三、亡兄王常甫墓誌銘（『王臨川集』卷九十六）

先生七歲好學、毅然不苟戲笑。讀書二十年。當慶曆中、天子以書賜州縣、大置學。先生學先行高、江淮間州爭欲以爲師。所留、輒以『詩』『書』『禮』『易』『春

秋』授弟子、慕聞來者、往往千餘里。磨礪淬濯、成就其器、不可勝數。而先生始以進士下科補宣州司戸、至三月、轉運使以監江寧府鹽院。又三月卒。又七月葬。則卒之明年四月也。實皇祐四年。墓在先君東南五步。

先君、姓王氏、諱益。官世行治既有銘。先生其長子、諱安仁、字常甫。年三十七、生兩女。

嗚呼、先生之道德、著於身而施於家、不博見於天下。文章名於世、特以應世之須爾、大志所欲論著。蓋未出也。而世之工言能使不朽者、又知先生莫能深。嗚呼、先生之所存、其卒於無傳耶。

先生常以爲、功與名不足懷。蓋亦有命焉。君子之學、盡其性而已。然則先生之無傳、蓋不憾也。雖然、先生孝友最隆。委百世之重、而無所屬以傳。有母有弟、方壯而奪、使不得相處以久。先生尚有知、其無窮憂矣。嗚呼、以往而推存。痛其有已耶。痛其有已耶。

先生有文十五卷。其弟既次以藏其家、又次行治藏於墓。嗚呼、酷矣。極矣。銘止矣。其能使先生傳耶。

先生七歳にして學を好み、毅然として苟に戲笑せず。讀書すること二十年。慶曆中に當たり、天子書を以て州縣に賜ひ、大いに學を置く。先生の學完にして行ひ高ければ、江淮の間の州争ひて以

て師と爲さんと欲す。留まる所、輒ち『詩』『書』『禮』『易』『春秋』を以て弟子に授け、慕聞して來たる者、往往にして千餘里なり。磨礪淬濯し、其の器を成就するもの、勝げて數ふべからず。而して先生始め進士下科を以て宣州司戸に補せられ、三月に至り、轉運使にして以て監江寧府鹽院たり。又三月卒す。又七月葬らる。則ち卒の明年四月なり。實に皇祐四年。墓は先君の東南五步に在り。

先君、姓は王氏、諱は益。官世行治は既に銘有り。先生は其の長子にして、諱は安仁、字は常甫。年三十七、兩女を生む。

嗚呼、先生の道德、身に蓄へて家に施すも、天下に博見せず。文章は世に名あり、特だ應世の須を以てするのみにして、大いに欲する所を論著に志す。蓋し未だ出ださざるなり。而れども世の言に工にして能く不朽ならしむる者、又先生の能く深にする莫きを知る。嗚呼、先生の所存、其れ傳ふる無きに卒はらんか。先生常に以爲へらく、功と名とは懷ふに足らずと。蓋し亦た命有るならん。君子の學は、其の性を盡くすのみ。然らば則ち先生の傳ふる無きは、蓋し憾みざるならん。然りと

雖も、先生の孝友最も隆し。百世の重きを委ねて、屬して以て傳ふる所無し。母有り弟有り、壯に方りて奪はれ、相處ること以て久しうするを得ざらしむ。先生尚ほ知る有り、其れ窮まり無き憂ならん。嗚呼、往を以て存を推す。其の已む有るを痛まんか。其の已む有るを痛まんか。

先生に文十五卷有り。其の弟既に次して以て其の家に藏し、又次行して墓に治藏す。嗚呼、酷なるかな。極なるかな。銘止まる。其れ能く先生をして傳へしめんや。(前掲書六〇五頁)

この作品は仁宗の皇祐四年(一〇五二年)、王安石三十二歳の作。王安石は舒州の通判であった。王常甫は、王安石の長兄である王安仁のことである。

この墓誌銘の構成は、王安仁の事績や逸話の紹介が冒頭にあり、續いて家族關係の説明、その後王安石による評語が述べられていく、というものである。王安仁が、官途に就いて間もなく他界したという事情もあり、王安仁その人の事績に関する情報量は少ない。それゆえ稱揚している焦点は専ら學問に置かれており、哀惜の念もこの點に多く當てられている。その哀惜の念は、「嗚呼」「先生之所存、其卒於無傳耶」「蓋亦有命焉」「其無窮憂矣」「痛其有已耶」「酷

矣。極矣」などと強い表現によつて繰り返し述べられており、非常に強い悲嘆の念を讀み取ることができるといえる。

#### 四、王平甫墓誌(『臨川集』卷九十一)

君臨川王氏。諱、安國。字、平甫。贈太師中書令、諱、明之曾孫。贈太師中書令兼尚書令、諱、用之之孫。贈太師中書令兼尚書令康國公、諱、益之子。

自卯角未嘗從人受學、操筆爲戲、文皆成理。年十二、出其所爲銘・詩・賦・論數十篇、觀者驚焉。自是、遂以文學爲一時賢士大夫譽歎。蓋於書無所不該、於詞無所不工。然數舉進士不售、舉茂才異等。有司考其所獻「序言」爲第一、又以母喪不試。君孝友、養母盡力。喪三年、常在墓側。出血和墨、書佛經甚衆。州上其行義、不報。今上即位、近臣共薦君材卓越、宜特見招選。爲繕書其「序言」以獻。大臣亦多稱之。手詔褒異、召試賜進士及第、除武昌軍節度使推官教授西京國子。未幾、校書崇文院特改著作左郎祕書閣校理。士皆以謂君且顯矣。然卒不偶。官止於大理寺丞、年止於四十七。以熙寧七年八月十七日不起。越元豐三年四月二十七日、葬江寧府鍾山楚國太夫人墓左百有十六步。

有文集六十卷。妻、曾氏。子、旃・旂。女婿、葉濤。處

者四女。濤、有學行知名。旃・旂、亦皆疑疑有立。君社所施、庶在於此。

君、臨川の王氏。諱は、安國。字は、平甫。贈太師中書令、諱は、明の曾孫。贈太師中書令兼尚書令、諱は、用之の孫。贈太師中書令兼尚書令康國公、諱は、益の子。卯角より未だ嘗て人に従ひて學を受けざるに、筆を操りて戲を爲せば、文皆な理を成す。年十二にして、其の爲る所の銘・詩・賦・論數十篇を出だし、觀る者驚く。是より、遂に文學を以て一時の賢士大夫の譽歎と爲る。蓋し書に於いて該ねざる所無く、詞に於いて工ならざる所無し。然れども數しば進士に擧げられんとするも售せられず、茂才異等に擧げらる。有司其の獻する所の「序言」を考して第一と爲すも、又母の喪を以て試せず。君孝友にして、母を養ふに盡力す。喪三年、常に墓の側に在り。血を出して墨に和し、佛經を書すること甚だ衆し。州其の行義を上るも、報いず。今上即位するや、近臣共に君の材卓越なれば、宜しく特に招選せられんことを薦む。爲に其の「序言」を繕書して以て獻す。大臣も亦た之を稱すること多し。手づから詔して異なりと褒め、召試して進士及第を賜ひ、武昌軍節度使推官教授西京國子に除せらる。未だ

幾ならずして、校書崇文院特改著作左郎祕書閣校理たり。士皆以て君且に顯はれんとすと謂ふ。然れども卒に不偶。官は大理寺丞に止まり、年は四十七に止まる。熙寧七年八月十七日を以て不起なり。越えて元豐三年四月二十七日、江寧府鍾山の母楚國太夫人の墓左百有十六歩に葬らる。

文集六十卷有り。妻は、曾氏。子は、旃・旂。女婿は、葉濤。處る者四女。濤は、學有りて行ひ名を知らる。旃・旂も、亦た皆疑疑として立つ有り。君の社の施す所、庶はくは此に在らんことを。〔前掲書五七八頁〕  
 「王平甫墓誌」は、神宗の元豐三年（一〇八〇年）の作。王安石は六十歳。江寧府の鍾山に隱棲していた。王平甫は王安石の弟である王安國のこと。王安石は元祐元年（一〇八六）に卒しており、元豐四年以降に作成した墓誌銘は一首<sup>4</sup>だけである。この作品は最晩年の墓誌銘であると  
 言うことができる。

内容は本貫及び祖先の紹介から始まり、王安國の文才の稱揚へと續く。科擧や、母の逝去に伴う服喪の逸話、神宗に文章を認められて登用されたが、官に就いて間もなく卒したことなどが述べられる。末尾には文集及び家族について記されている。

内容としては、今まで見てきた墓誌銘と大きな差異は見られない。しかし、筆致については他の作品と比べて特徴が見える。先に見た王安仁への墓誌銘に悲嘆の念を表す直接的な表現が多用されていたの比べ、この作品にはそのような表現が見られない。客観的かつ冷静な筆致に徹しているように見受けられる。この點に關しては、後に詳しく考へたい。

## 五、長安縣太君王氏墓誌（『臨川集』卷九十九）

長安縣太君臨川王氏、尚書都官員外郎贈太師中書令兼尚書令潭國公、諱、益之女。尚書左丞張公、諱、若谷之婦。尚書比部郎中、諱、奎之妻。國子博士硯・開封府雍丘尉胤之母。十四而嫁、五十一而老、五十六而卒。其卒在潁州子硯官舍。實元豐三年正月己酉。

君爲婦而婦、爲妻而妻、爲母而母、爲姑而姑、皆可譽歎、莫能聞毀。工詩善書、強記博聞、明辨敏達、有過人者。循循恭謹、不自高顯。晚好佛書、亦信踐之。衣不求華、食不厭蔬。慈哀所使、不治小過。欲歸歸之、欲嫁嫁之。

君二女、長不慧、不可以適人。其季、殿中丞龔原妻也。<sup>5)</sup> 卜六年、葬江州德化縣。兄安石爲誌如此。弟安上書丹。

長安縣太君は臨川の王氏にして、尚書都官員外郎贈太師中書令兼尚書令潭國公、諱は、益の女。尚書左丞張公、諱は、若谷の婦。尚書比部郎中、諱は、奎の妻。國子博士硯・開封府雍丘尉胤の母なり。十四にして嫁ぎ、五十一にして老い、五十六にして卒す。其の卒すること潁州の子硯の官舍に在り。實に元豐三年正月己酉なり。

君婦と爲りて婦たり、妻と爲りて妻たり、母と爲りて母たり、姑と爲りて姑たり、皆譽歎すべく、能く聞毀する莫し。詩に工にして善く書し、強記博聞にして、明辨敏達、人に過ぐる者有り。循循として恭謹、自らは高顯せず。晩は佛書を好み、亦た信に之を踐む。衣は華を求めず、食は蔬を厭はず。慈哀の使ふ所、小過を治めず。歸がんと欲して之に歸ぎ、嫁せんと欲して之に嫁す。

君が二女、長は不慧なれば、以て人に適ふべからず。其の季は、殿中丞龔原の妻なり。卜すること六年、江州德化縣に葬らる。

兄安石誌を爲ること此くのごとし。弟安上書丹す。  
〔前掲書六二八頁〕

この墓誌銘の繫年は蔡上翔の『王荊公年譜考略』に記

載がなく、顧棟高『王荊國文公年譜』に従って元豐三年（一〇八〇年）としておく。この年は「王平甫墓誌」が作成された年でもある。長安縣太君王安石の妹で、「先大夫述」に、「女一人。適張氏。」とある人物を指す。

この作品の構成は、經歷紹介から始まり人物紹介・家族構成へと續いていく形式で、今まで見てきた他の墓誌銘と大差はない。しかし、人物紹介の箇所は、韻律が非常に緩いものではあるものの、四言句で構成された韻文となっており、その點で特徴的と言いうことができる。墓誌銘に「墓誌」と「墓銘」がともに備わっている場合は、通常「墓誌」の末尾に「銘曰」とあり、その後「墓銘」が續くのが一般的である。「長安縣太君王氏墓誌」の四言句韻文の箇所が「墓銘」であるとするならば、この構成は例外的なものであると言える。

文體としては、「王平甫墓誌」と同様に直接的に悲嘆の念を述べる表現は見當たらず、やはり冷静な筆致で仕上げられていると言える。

## 六、王平甫墓誌に見える「冷靜」

以上、五首の墓誌銘を見てきた。この中で注目したいの

は、「王平甫墓誌」と「長安縣太君王氏墓誌」の二首である。この二首は他の三首と比して、死者に對する直接的な悲嘆の表現が見當らないという特徴がある。この點に關して、先ず「王平甫墓誌」から考えていきたい。

『宋史』所載の「王安國傳」には、王安國が神宗の諮問に應えて王安石の政策を批判する逸話が採録されている。また、王安國が數々王安石を諫め、曾布や呂惠卿といった新法推進派の人物を批判していたとしている。このことから、「王平甫墓誌」に悲嘆の表現が見えないのは「薄情」であるとし、「薄情」な文章を作ったのは、王安國が新法を批判したことに対する意趣返しであると主張がある。湯江浩氏は『北宋臨川王氏家族及文學考論』で、王安石と王安國の交往は十分に親密なもので、「薄情」とするにはあたらなないと反論しているが、以下の理由から、私も「王平甫墓誌」は「薄情」ではなく、寧ろ「冷靜」であると考ええる。

第一に、王安石と王安國の交往が、政治的見解の相違を原因として減少していたようではないということが挙げられる。『宋史』に見える逸話の後も、詩文の遣り取りは續いているのがその證左となる。よって、「王平甫墓誌」から敢て悪感情を読み取る必要はないと思われる。

第二に、王安石は政治的立場の對立を理由として交往を絶つ人物ではなかつたことが指摘できる。特に鍾山隱棲後は、舊法党の人物との交往が數々ある。一例を挙げれば、蘇軾は流謫先の黃州から上京する途次、江寧に立ち寄つて王安石を訪問し、詩の應酬も行った。このことから、王安石に對しても、新法に反對したことを理由に惡意を持ち續けたとは考え難い。

第三に、「長安縣太君王氏墓誌」の存在がある。先に觸れたように、この作品も「王平甫墓誌」と同様に悲嘆を表す直接的な表現が用いられていない。王安石とその妹である長安縣君は仲の良い兄妹であり、妹に贈つた詩文も多く遺されている。長安縣君の思想や政治的見解を探る手立ては無いが、王安石の家族が新法に強く反對していれば、新法反對派が採り上げるはずだと考えれば、取り敢えず、長安縣君は新法に關して否定的であつたという事實は無かつたと考えることができる。そうであるならば、「王平甫墓誌」だけ「薄情」と捉えることは難しいのではないか。

## おわりに

以上の理由から、「王平甫墓誌」も「長安縣太君王氏墓誌」

も、意圖的に「冷靜」な筆致をもつて書き上げられたと見たい。その意圖を考察するに當つては、ひとまず、吉川幸次郎博士が『宋詩概説』の中で宋詩の特徴について述べられた「悲哀の止揚」を援用したい。吉川博士は以下のように述べておられる。

詩が哲學を語りたがり、人間と、それをとりまく世界の狀態を、大きく把握して語るといふことは、もつとも巨視的な態度である。巨視は、人生の見方について新しい態度を生んだ。(中略)新しい人生の見方とは、多角な巨視による悲哀の止揚である。人生は悲哀にのみは滿たないとする態度を、それは底辺としてはじめる。(三四頁)

人生を長い持続と見る。長い人生に対する多角な顧慮がある。巨視がある。目は、詩の生まれる瞬間ばかり、釘づけにならない。また対象の頂点ばかりを見つめない。ひろく周囲を見わたす。故に平靜である。あるいは冷靜である。少なくともそれを地色とする。(四五頁)

平靜の地色の上に、新しい觀察と、觀察にもとづく哲學が、成立しているのである。(四六頁)

平靜のうらにひそむ靜かな熱情、それは宋詩一般の性質であり、「宋詩の洪」と呼ぶことがある。しづさ

であつて、甘さではない。少なくともすぐ感ぜられる甘さではない。(五二頁)

悲哀はいかにも人生のいたるところある。しかし人生はそれのみで成り立っているであらうか。悲哀があれば歡喜があり、あざなえる繩の如きであるのが、人生ではないか。悲哀にのみ没入するのは、愚である。更にまた一步をすすめては、次の如く考へる。そもそも常識が不幸とし、それによつて悲哀をうむところのものが、果たして不幸であるかどうか。多角な巨視的な目で見直すことが、必要でないか。(一三四頁)

以上は宋詩の性質について述べられたものであるが、ひとまず王安石が「冷靜」な筆致を用いた理由の分析に援用したい。王安石は弟と妹の死に對する悲嘆の念を「止揚」した。その一方で業績や逸話・美點を陳列することによつて、死者の人生の有意義さに讀者の視線を向けさせている。死は悲しいには違いないが、死者の人生は悲しみのみで総括できるものではなく、それよりもこの人の人生の素晴らしかった部分をこそ後世に訴へたい。このような意圖を讀み取ることも可能ではないだろうか。

今回見た五首の墓誌銘は、制作年代を見ると、前半三首が二十四歳から三十二歳の間に作られており、その當時の

王安石は地方官を歴任して、中央での活躍の爲に準備を進めていた、言わば氣鋭の年代であつた。ところが、問題として採り上げた二首は、政界を引退して江寧に隱棲していた時期の作品である。この言わば空白の時期に、文體が變化して「悲哀の止揚」が認められるようになっていったのではないだろうか。

王安石の晩年の文章に「悲哀の止揚」が認められるか。認められるとすれば、どの時期に變化していったのか。この二點を今後の課題として、ひとまずこの稿を終へることとする。

## 注

(1) 王賈之：「主客郎中知興元王公墓誌銘」(卷九十六、前掲書

六〇五頁)

外祖母：「外祖母黃夫人墓表」(卷九十、前掲書五七三頁)

曾致堯：「戸部郎中贈諫議大夫曾公墓誌銘」(卷九十二、前掲書五八〇頁)

曾易占：「太常博士曾公墓誌銘」(卷九十三、前掲書五八六頁)

王師錫：「叔父臨川王君墓誌銘」(卷九十三、前掲書五八九頁)

(2) 『曾鞏集』卷四十四(一九九八年中華書局排印第二版『曾鞏集』五九八頁)原文は以下の通り。

王氏其先太原人。世久遷徙、而今家撫州之臨川。公諱益。字舜良。曾祖諱某。不仕。祖諱某。以子故、贈尚書職方員外郎。考諱某。以公故、即其家、拜衛尉寺丞。

公祥符八年舉進士及第。初爲建安主簿。時尚少、縣人頗易之、及觀公所爲、乃皆大畏。服其督賦、稅未嘗急貧民。或有所答罰、唯豪劇吏耳。以故建安人尤愛之。嘗病、闔縣爲祠禱。改臨江軍判官。軍多諸豪大姓之家、以財力自肆、而二千石亦有所挾爲不法、吏乘其然、乾沒無所忌。公至、以義折正二千石、使不能有所縱、以明憚吏、使不敢動搖。居頃之、部中肅然。諸豪大吏見公皆側目而視、至以鄙言目公曰、「是不可欺也。」卒不得已、以他計出公。領新淦縣。縣以治聞。去改大理寺丞、知廬陵縣。又改殿中丞、知新繁縣。縣有宿奸數人、公既繩以法、其餘一以恩信遇之、嘗踰月不答一人。還知韶州、改太常博士尚書屯田員外郎。嶺以南素習於夷、無男女之別。日浸月滋、爲吏者師耳目、謂俗止如此。凡姦事雖得、有可已者、皆不究。公曰、「夫所謂因其俗者、豈謂是邪。」居郡、求姦事最急。苟有萌蘗、一切摘發窮治之。屬縣翁源多虎、公教捕之。令欲媚公、言虎自死者五、輿之致州、爲頌以獻。公使歸之曰、「政在德不在異。」一州有屯兵五百人、代者久不至、欲謀爲變。事覺、一郡皆駭。公不爲動、獨取其首五人、即日斷流之。或請以付獄、公不聽。既而聞其徒曰、「若五人者繫獄、當夜劫之。」然後衆乃服。韶居南方、雖小州、然獄訟最多、號難治。

公既以才能治之有餘、遂以無事。又因民之暇時、爲之理營驛、表坊市道巷、使皆可以久遠爲後利。歸丁衛尉府君憂。服除、通判江寧府。改都官員外郎。二千石常以事倚公、公亦爲之盡。寶元元年二月二十三日、以疾卒於官。享年四十六。

母謝氏、封永安縣君。娶徐氏、又娶吳氏。封長壽縣君。子男七人。曰安仁、曰安道、曰安石、曰安國、曰安世、曰安禮、曰安上。女一人。嫁張氏。處者三人。安石今爲大理評事、知鄞縣。慶歷七年十一月上書乞告葬公。明年某月、詔曰、「可。」遂以某月某日、與其昆弟奉公之喪、葬江寧府之某縣某處。

吾嘗聞鄉里長老言、公爲人個儻有大志。在外當事輒可否、矯矯不可撓。及退歸其家、歛色下氣、致孝於父母、致愛於族人之間。委曲順承、一以恩自克。位不滿其意、故在外之所施用者、見於小而已。今吾所書是也、其大可知。則家行最篤已、先人嘗從公遊、其言亦然。而吾又與安石友。故得知公事最詳。其將葬也、使者以安石之述與書來、請銘。遂爲之銘。其尤可哀者也。銘曰、  
公堂有母、老不覺衰。公庭有子、仁孝而才。世所可喜、公兩棄之。莫不皆死、公有餘悲。

(3) テキストは「爲」字を欠く。『王文公文集』卷八十八(一九七四年上海人民文學出版社『王文公文集』九三七頁)に從つた。

(4) 元豐八年(一〇八五年)に「呉録事墓誌」(卷九十八、前掲書六二三頁)がある。これが現存する中で最後の墓誌銘である

と思われる。

- (5) テキストは「卜」を「十」に作る。李之亮氏の箋注(二〇〇五年巴蜀書社排印『王荊公文集箋注』卷六十二、二二二〇頁)を参照し、四庫全書本に従った。長安縣君の葬儀が元豐三年だったとすると、長安縣君はその十六年前、すなわち治平元年(一〇六四年)に逝去したことになる。治平元年には王安石は四十四歳であるから、本文に見える「五十六而卒」に矛盾する。

- (6) 顧棟高『王荊國文公年譜』卷下(一九九四年中華書局排印『王安石年譜三種』一一三頁)

- (7) 『宋史』卷三百二十七列傳第八十六(一九七七年中華書局排印『宋史』一〇五五七頁)に、

(神宗) 又問、「卿兄秉政、外論謂何。」曰、「恨知人不明、聚斂太急爾。」帝默然不悅、由是別無恩命、止授崇文院校書、後改祕閣校理。屢以新法力諫安石。又質責曾布誤其兄、深惡呂惠卿之姦。

と見える。

- (8) 湯江浩『北宋臨川王氏家族及文学考論』第二章「王安石諸兄弟生平・仕歴・文學及學術」第三節「王安國與王安世」(二〇〇五年人民文學出版社排印)に見える。なお、「王平甫墓誌」への批判については蔡上翔も『王荊公年譜考略』の中で言及して反論している。(卷二十一、前掲『王安石年譜三種』五三八頁。)

- (9) 吉川幸次郎著 昭和四十八年岩波書店刊行第十一版「中國詩人選集二集 宋詩概説」。

〔キーワード〕 王安石、墓誌銘、王安國、長安縣君、悲哀